

<平成29年度> 包括外部監査 指摘に対する措置状況詳細

●監査テーマ『社会福祉事業に係る財務事務の執行及び事業の運営管理について』

No.	対象課	指摘事項(内容)	措置区分	措置内容等	ページ
1	高齢福祉課 (社会福祉協議会)	【補助金の返還不足について】(地域福祉サービス事業) 検出事項に記載のとおり(100頁参照)、補助事業等の総額の変更および財源配分もしくは内容の変更があった場合においては、補助金等変更交付申請書により承認を受けること(松山市補助金等交付規則第6条第1号)になつており、補助対象である事業推進費の決算額の変更に基づき補助金交付変更申請を行い補助金の返還を行うべきであった。 社会福祉協議会においては、過年度に遡り、補助金の返還を行うことが必要である。また、松山市においては、予算と実績の差異分析を行うなど、補助金の返還の要否をチェックする手続きを策定し、補助金の適正交付に努めるべきである。 なお、今回の指摘を受けて、松山市高齢福祉課では補助金返還の方向で関係各部と調整中であるとの報告を受けた。	措置済	時効が10年間となっていることから平成19年度から平成28年度までを確認し、平成30年2月1日に返還が必要となる平成22年度から平成28年度までの620,103円の返還を受けた。  未返還金内訳 H22年度分 124,500円 H23年度分 200,000円 H24年度分 1,500円 H25年度分 122,000円 H26年度分 47,500円 H27年度分 56,000円 H28年度分 62,000円 H28年度未返還金に伴う加算金 6,603円  また、平成29年度は実績報告書と決算書の差異分析を行った結果、返還額は0であった。 今後は、実績報告書と決算書にずれがないか確認し適正な処理を行う。	115ページ
2	高齢福祉課 (社会福祉協議会)	【期末日での消耗品の取得】(総合福祉センター管理運営事業) 検出事項に記載のとおり(104頁参照)、予算のある事業で、期末日近くに大量の消耗品を購入し費消されないまま在庫として次年度に繰り越し、これらが次年度以降に支出した事業以外の事業で費消されれば簿外での事業間の資金流用が行われることと同じことになる。これは、会計の区分別の管理を要請する社会福祉会計基準(第10条、第7条の2)に照らしても問題がある。 また、事業遂行上必要な数量を超える消耗品を購入しており、松山市からの委託料の過大支出であると言わざるをえない。 松山市社協においては、実質的な予算流用や恣意的な予算消化を排除するとともに、最小コストによる最大効果の発現の観点から、不用不急な支出は厳に慎むべきである。さらに、事業遂行上経常的に必要なものについては発注から納入までの期間を考慮した最低限必要な数量を正常保管数量として決めておいて、これを下回ると補充するといった一定のルールのもと購買活動を行うことが必要である。 本件は、帳簿を検証するだけでなく、倉庫物品の視察、あるいはたな卸しの立会を実施していれば気付くことである。松山市においては、物品の現物実査を含め、実効性のある監査を実施することが求められる。 なお、今回の指摘を受けて、松山市社協では今後このような期末日近くでの消耗品の取得をしないよう、消耗品在庫台帳を作成し、台帳で在庫数量を確認の上購入することとしたなど、消耗品の管理体制を整備したことである。	措置済	松山市社会福祉協議会では、消耗品在庫台帳を作成し、台帳で在庫数量を確認の上、購入することとし、期末日での消耗品の取得をしないよう消耗品の管理体制を整備した。 また、松山市では年4回、物品の現物実査を実施することとした。	116ページ
3	高齢福祉課 (社会福祉協議会)	【実績報告資料間の数値の相違】(総合福祉センター管理運営事業) 検出事項に記載のとおり(105頁参照)、毎四半期に松山市に実績報告資料として提出している「内訳表(管理経費等の収支状況)」中の「その他収入」の金額が、毎月15日までに松山市に提出している月別報告書の収入実績と相違していたが、このことに社会福祉協議会及び松山市ともに気が付いていなかった。 年度途中における適時な実績管理のための報告であるので、松山市社協においては担当者以外の者によるダブルチェックを行い、実績報告が実効性のあるものにする必要がある。 松山市においても報告内容のチェックを行い、実績報告が実効性のあるものにする必要がある。 なお、今回の指摘を受けて、松山市社協でも松山市高齢福祉課内でもダブルチェックを実施するように改善済みとのことである。	措置済	今回の指摘を受けて、松山市社会福祉協議会及び松山市高齢福祉課とも担当者以外の者によるダブルチェックを実施している。	116ページ

<平成29年度> 包括外部監査 指摘に対する措置状況詳細  
 ●監査テーマ『社会福祉事業に係る財務事務の執行及び事業の運営管理について』

No.	対象課	指摘事項(内容)	措置区分	措置内容等	ページ
4	社会福祉協議会	<p>【情報セキュリティに対する意識付けと管理体制の整備充実について】</p> <p>松山市社協は極めて高いレベルで保護すべき個人情報を取り扱っている組織である。そのため、情報セキュリティ体制を高いレベルで構築・運用する必要があるが、検出事項に記載のとおり(115頁参照)、USB等の持出管理において運用上の不備があり、また、意識が高くない職員もいることが伺えた。松山市による研修などにより、個人情報保護の必要性を職員に意識づけるとともに、情報が外部に持ち出されることが絶対にないよう、管理体制を整備充実しなければならない。</p> <p>なお、往々日以降、松山市社協では指摘事項についての改善を行うとともに、松山市の助言を受けつつ、さらなる情報管理体制の整備に取り組んでいるとの報告を受けた。</p>	措置済	<p>平成30年1月26日(金)に松山市社会福祉協議会の全職員を対象とした研修会を実施し、職員の意識改革を図った。また、今後も引き続き研修会を実施していく予定である。</p> <p>USB等については、USBが使用できるパソコンを課長以上に制限し、使用にあたっては、総務調整課長、担当課長のダブルチェックを徹底するとともに、台帳整備を行い適正な管理に努めている。</p>	117ページ
5	保健福祉政策課 (社会福祉協議会)	<p>【松山市から松山市社協への物品支給について】(消耗品保管倉庫の視察)</p> <p>検出事項に記載のとおり(112頁参照)、透明ポケットの購入理由である民生委員ハンドブックの作成費用を松山市と松山市社協が相互に負担し合うという考え方方は合理的であり、かつ購入単価を比較すると松山市が378円、松山市社協が405円となっていて、松山市の方が安く買っていることから、補助金ではなく物品を支給していることに問題はない。</p> <p>しかしながら、購入日を見ると、まず松山市が松山市社協に先んじて570組を購入、その後松山市社協が150組を購入し、さらにその後で松山市が100組を購入している。物品は松山市社協の倉庫等に運び込まれたから、搬入の都度担当者が数量を確認して報告すれば、このような購入履歴にはならないはずである。明らかに松山市担当者と松山市社協の担当者のコミュニケーション不足、物品の管理不足である。</p> <p>また、平成29年8月18日時点でも500組近く(段ボール25箱分)の在庫が残っていることを考えると、670組もの透明ポケットが必要であったとは言えず、過剰購入である。</p> <p>その結果、松山市にとっては無駄な支出が発生しているが、松山市が支給した物品を有効に活用しているかについて検証を行っていないことも問題である。</p> <p>物品を支給する際には、購入時には必要数量を厳密に見積もるとともに、支給後には物品が有効に活用されたかどうか確認する必要がある。</p>	措置済	<p>今回のように相互に負担し合う場合には、書面で分担を明示するとともに、発注や納品の都度、互いに報告を行い、適切に情報共有を行う。</p> <p>「民生児童委員活動ハンドブック」は、共有の情報にプラスして民生委員自身で収集したパンフレット等を透明ポケットに入れて活用することが可能である。</p> <p>往々で指摘を受けて、松山市社協と有効活用について協議を行い、松山市民生児童委員協議会に透明ポケット追加の必要性を確認したところ、追加配付の要望があったことから、平成29年9月に配布した。</p> <p>残り145組の透明ポケットについては、松山市社協が管理票に基づく在庫管理を行い、本市が定期的(年1回)に有効活用されているかどうかも含めて確認を行う。</p>	118ページ
6	高齢福祉課	<p>【美術品の取扱いについて】(公有財産の実査より)</p> <p>松山総合福祉センターに飾られている美術品が、松山市の社会福祉サービスにおいてどのような機能を果たしてきたのかを考慮すると、寄贈品である「絵画 市野龍起作「鶯鶯」40号(物品番号0042690)」及び「銅像 加藤豊作「なかよし」ブロンズ像台付(物品番号00042694)」以外の美術品は社会福祉サービスの増進のために必要な支出であったとは言えない。</p> <p>美術品が社会福祉サービスにおいて果たす機能と美術品が有する価値とを考慮して、社会福祉サービスにおいて必要ではなく、かつ処分価値を有する美術品は処分していくことが求められる。</p>	対応困難	<p>指摘事項を踏まえ、センター利用者等へのアンケート調査を行い、以下の検討を行った。</p> <p>【当該美術品の現在価値等からの検討】</p> <p>当該美術品について参考的な価格を確認したところ、取得金額に比べ約1／5程度であった。これを売却するとなると官公庁オークションでの売却が一般的であり、オークションへ出展する場合は正式な鑑定書を付けることが望ましいが、市内古美術品取扱業者(3社)に確認したところ、自社で買い取ることを前提でなければ正式な鑑定書の発行は難しいとのことであった。</p> <p>したがって、当該美術品を官公庁オークションに出展する場合、鑑定書が添付できないため落札されないことも想定される。また、売却に伴う事務的経費も必要となる。</p> <p>【美術品展示についてのアンケート結果よりの検討】</p> <p>利用者約1,500人に対し、「現在展示している美術品は総合福祉センターに必要か?」というアンケートを行ったところ、約900人から回答を得られ、「必要」が約75%、「不要」が25%という回答が得られたことから、当該美術品の展示に対する利用者ニーズはあると判断し、今後も展示を続けることが、利用者の満足度向上に繋がると思われる。</p> <p>【結論】</p> <p>上記内容を踏まえて検討した結果、現在価値や処分に伴う諸事情、また展示ニーズ等を考慮し、これまで通り当該美術品はセンターに展示し、広く利用者に親しんでもらうことがセンターのより良い運営に繋がると考える。したがって、外部監査人から御指摘を頂いた上記事項については直ちに処分に踏み切ることは困難との結論に至った。</p>	119ページ

<平成29年度> 包括外部監査 指摘に対する措置状況詳細  
 ●監査テーマ『社会福祉事業に係る財務事務の執行及び事業の運営管理について』

No.	対象課	指摘事項(内容)	措置区分	措置内容等	ページ
7	障がい福祉課 (社会福祉事業団)	<p>【事業区分間での余剰金の繰入について】(ひだまりクラブ事業、畠寺就労継続支援事業)          平成28年度にはひだまりクラブ事業(松山市児童発達支援センター事業)における受託金収入の余剰額を親子通園・くれよん事業(障害福祉サービス事業)及び若草就労継続支援事業所事業(障害福祉サービス事業)への繰入を行っている。          社会福祉法人会計において、収入支出差額を他事業に繰り入れる会計処理自体は認められており、社会福祉事業団でも繰入に特に制限は設けていないが、松山市児童発達支援センター条例施行規則6条2項によると委託料の余剰金は松山市に返納しなければならず、松山市児童発達支援センター事業以外の事業に繰り入れることは、厳密に言うと条例施行規則違反である。          また、畠寺就労継続支援事業(障害福祉サービス事業)から畠寺児童発達支援事業(障害福祉サービス事業)への繰入も行われている。          繰入の会計処理は、繰入先の事業の委託料額が予算から乖離しないよう帳尻合わせをする目的で行われていると認められるが、事業実態を直視し、事業の収支改善に向けて予算実績管理を行っていく上で妨げになる。          松山市と社会福祉事業団が行うべきことは、このような帳尻合わせではなく、事業が低迷した原因を検証し、事業収支の改善余地や継続可否を検討することである。</p>	措置済	<p>平成29年度予算から各事業間の繰入・繰出が必要と見込まれた時点で、市と事業団で原因を検証し、当初の年度協定書の内容を変更することにした。          平成29年度から余剰金の適切な返納処理を実施した。          今後は繰入・繰出が必要となった事業について、事業内容、収支改善及び予算編成の精査を行う。</p>	149ページ
8	障がい福祉課 (社会福祉事業団)	<p>【貸与を受けている公有財産の管理について】          検出事項に記載のとおり(146頁参照)、①シール管理が不充分、②貸与公有財産を外部持出する際の「持出簿」がなく、所在が不明確、③「指定管理協定書」における貸与公有財産を他の組織が使用している、④「指定管理協定書」の記載誤り、といった事例が検出された。          公有財産は市民の財産であるから、管理体制の整備運用の充実が必要である。</p>	措置済	<p>①の備品の管理シール剥がれは、往査での指摘後すぐにに対応した。          ②については、備品持出簿を作成し、所在を明確にし、備品を外部に持ち出す際の管理の徹底を図った。          ③④は、原則転貸は認めていないことから、平成30年度中に「指定管理協定書」を変更し、松山市社会福祉事業団が使用していない公有財産は貸与しないこととした。</p>	150ページ
9	障がい福祉課 (社会福祉事業団)	<p>【情報セキュリティ管理体制の整備と運用について】          松山市社会福祉事業団は、実施する事業の関係から、事業を利用する高齢者及び障害者、児童の個人情報を保有することになる。かかる個人情報は万全の体制をもって保護されるべきであるが、検出事項に記載のとおり(147頁参照)、情報セキュリティ管理体制は脆弱かつ不充分である。          なお、松山市の指導のもと、情報セキュリティ管理体制整備への取組が行われており、管理体制は改善されてきている。</p>	措置済	<p>平成29年11月から順次、次のように対応した。          (1)情報セキュリティ基本方針を策定し、個人情報の管理や情報管理責任者に関する規定を整備し、職員に周知した。          (2)アクセス制限については、職員が使用するパソコンや共有フォルダに、パスワードを設定した。          (3)セキュリティ状態の維持については、自動アップデートを取り入れ、機械的に管理することに加え、保有するパソコンなどの資産台帳を作成し、管理体制を強化した。          (4)USBなどの外部記憶媒体については、管理簿を作成するとともに、使用後は原則データを削除し、データを保持する場合は鍵のかかる場所で保管することとした。</p>	150ページ

<平成29年度> 包括外部監査 指摘に対する措置状況詳細  
 ●監査テーマ『社会福祉事業に係る財務事務の執行及び事業の運営管理について』

No.	対象課	指摘事項(内容)	措置区分	措置内容等	ページ
10	障がい福祉課 (社会福祉事業団)	<p>【委託料の見直しについて】(障害児等療育支援事業)          検出事項に記載のとおり(140頁参照)、民間事業者への業務委託と同一の条件で計算すると、本事業において松山市が負担してよい委託料は3,014千円であるところ、1,896千円多い4,910千円を委託料(指定管理料)として支払っている。社会福祉事業団と民間事業者とでは契約形態が異なるとはいっても、民間事業者に対して適用している受託料単価(=療育指導単価)よりも優遇し、実質的に社会福祉事業団における本事業の収支赤字を補填している。          民間の社会福祉法人(あゆみ学園、宗友福祉会、福角会)も障害児等療育支援事業を実施しているが、本事業で赤字となっている法人はないことを考慮しても、委託料単価の引き下げが必要である。</p>	対応困難	<p>令和4年4月、障がいや発達の遅れがあるものの、支援につながっていない子どもを早期に発見し支援するために、「こどもの相談室ふらっと」を設置した。この窓口は、1階に中央児童センターがある若草町のハーモニー・プラザ3階に設置し、子どもの障がいや発達の専門知識を有する相談員を常駐させるなど、気軽に相談しやすい環境づくりを意図している。</p> <p>さらに、従来ひまわり園で実施していた障害児等療育支援事業を「ふらっと」内に移転させ、新たに設けた相談機能と障害児等療育支援事業の支援の機能を緊密に連携させることで、相談の延長で自然に支援(療育)を受けられる体制を整え、早期支援につなげている。中でも、保護者が自らの子どもの障がいや発達の遅れを受容できておらず、児童発達支援等のサービスにつながりにくい児童については、特に有効に機能している。</p> <p>上記のとおり、現在、社会福祉法人松山市社会福祉事業団(以下「事業団」という。)に委託している障害児等療育支援事業については、相談機能と緊密に連携した事業となっており、他の民間の社会福祉法人に委託している同事業とは異なるものとなっている。</p> <p>また、監査人の指摘のとおり、障害児等療育支援事業は、愛媛県が単価を定めているが、一体的に実施する相談機能に係る単価は存在しない。相談は、児童発達支援等のサービス受給に関する事、自宅での子どもへの接し方など多岐にわたる上に、子どもの発達や家庭の状況も様々であり、個々の保護者の理解を十分得て、寄り添った対応をしようとする、相談時間や相談回数については、個人差が大きくなる。したがって、事業団に委託している障害児等療育支援事業については、相談機能と密接不可分な状況である上に、相談機能が単価契約になじまないことから、事業全体としては単価契約を結ぶことができる状況ではないと考えている。</p> <p>このように、本事業が総価契約を締結しているのは、赤字補てんの意味合いではなく、事業の特殊性によるものであるため、この指摘については、「対応困難」とさせていただいた。</p>	151ページ
11	高齢福祉課 (広域福祉施設事業組合)	<p>【事業計画に沿った運営ができているかの検証】          上記のとおり、平成28年度において広域福祉施設事業組合には事業計画がない。松山市においては、広域福祉施設事業組合の事業計画や経営効率化に向けた努力の要否を評価せずに分担金を負担しているということになり、明確な量的な根拠を持たないまま税金を投資していることになる。</p> <p>監査人としては、行政が毎事業年度において民間の社会福祉法人等に対し、施設の建替えを目的として補助を行ったりはしないことを踏まえると、「分担金」自体が不要であると考えるが、広域福祉施設事業組合では平成29年度から事業計画を策定し、経営効率化及び経営改善に向けた努力を行っていくことであるため、松山市が広域福祉施設事業組合の事業計画の合理性を評価し、経営改善の進捗状況を監視しながら「分担金をいくらにすべきか」という議論を行うべきであろう。</p>	措置済	松山広域福祉施設事業組合は、令和元年度から施設の経営改善及び経費削減を含めた事業計画を策定しており、毎年度、府内関係課でその改善状況や分担金等について評価検証を実施している。	161ページ
12	高齢福祉課 (養護老人ホーム事業組合)	<p>【事業計画及び施設更新計画に基づく施設運営継続の検討】          検出事項に記載のとおり(163~168頁参照)、養護老人ホーム事業組合は、江南荘の入居者が減少する中、既に分担金収入に大きく依存する施設運営となっている。このまま利用者が減少していくと、松山市ほか構成市町が負担する分担金が増加しかねない。将来の市民負担増を回避するため、まず養護老人ホーム事業組合にて経営効率化に向けた自助努力が必要である。</p> <p>具体的には、入居者増加の可否を評価した上で歳出削減を中心とする経営改善事業計画を策定し、また、老朽化した施設の建替えに係る事業組合施設運営基金の投資を検討する必要がある。</p> <p>入居者増加の可否を評価するにあたり、まず、入居者が定員の80%を下回っている要因分析とその解決策の策定を行うとともに、関係各所に対する積極的な働きかけ等による反応を考慮して、実現可能な入居者を見積もある必要がある。</p> <p>歳出削減については、従来から入居者定員250名に対して定員41名で職員を配置しているが、入居率が80%を継続的に下回る状況において過剰な人員を配置していることを改善すべきである。</p> <p>なお、入居者増加の可否を評価するにあたり、江南荘が建設後43年経過した施設であって老朽化しているのみならず、国が求める介護保険法に対応する施設基準を満たしておらず、特定施設への移行ができないなど、セーフティネットの施設として社会が必要とする施設設備環境でないことが入居者減少に繋がっており、経営が悪化している大きな要因であることを踏まえる必要がある。そのため、養護老人ホーム事業組合が平成29年度に実施中の施設長寿命化計画を受け、時代のニーズに対応した施設への更新可否も併せて検討することになるであろう。</p> <p>事業計画を策定した結果、建替えに伴い多額の分担金の増加が見込まれる場合や事業計画策定後において受託事業収入の実績が事業計画を大きく下回り单年度収支が悪化することが想定される場合には、事業計画を再検討するだけではなく、江南荘の廃止に向けた検討を行う必要がある。</p>	措置済	<p>松山養護老人ホーム事業組合の経営改善について以下のとおり措置対応した。</p> <p>①令和元年度から、施設の経営改善及び経費削減を含めた事業計画を作成している。(現在、令和3年度~5年度の第2期目)</p> <p>また、老朽化した施設の改修は構成団体の分担金を増額せず、施設運営基金を活用し進めている。</p> <p>②江南荘が入所者定数の80%を下回っている主な要因は、施設老朽化による影響及び福祉事業所等への周知不足、サービス付高齢者向け住宅をはじめとした高齢者向け民間施設の増加などが考えられる。そこで、構成市町・福祉事業所・各病院地域医療連携室との連携強化並びに地域包括支援センター・社会福祉協議会などへの広報活動の強化により入所者増加への対応をしている。</p> <p>③施設の職員配置については、入所者定数ではなく現に入所している人数に対応した職員配置に改善している。</p> <p>④江南荘の廃止検討について、定員を下回るもの、同施設は各基準に準拠した養護老人ホームであり、松山圏域に必要なセーフティネットとして需要があるため、廃止は行わない。</p> <p>また、公共施設等管理計画を策定し、今後の施設整備を行っていく。</p>	169ページ

<平成29年度> 包括外部監査 指摘に対する措置状況詳細  
 ●監査テーマ『社会福祉事業に係る財務事務の執行及び事業の運営管理について』

No.	対象課	指摘事項(内容)	措置区分	措置内容等	ページ
13	高齢福祉課 (養護老人ホーム事務組合)	【松山養護老人ホーム診療所事業特別会計に係る人件費の計上誤り】 松山養護老人ホーム診療所に係る診療報酬請求事務担当者の人件費約8,000千円(概算)が過去から養護老人ホーム事務組合一般会計で計上されていた。すなわち、養護老人ホーム事務組合の歳出額が同額过大、診療所特会の歳出が同額過小であったことになる。 特定の事業を行うため一般の歳入歳出と区分して処理するという特別会計の趣旨からすると、当該人件費は松山養護老人ホーム診療所事業特別会計で計上すべきである。	措置済	平成31年4月1日から、診療所事業特別会計で計上している。	170ページ
14	高齢福祉課 (養護老人ホーム事務組合)	【事業計画に沿った運営ができているかの検証】 上記のとおり、平成28年度において養護老人ホーム事務組合では事業計画を策定していない。 松山市においては、養護老人ホーム事務組合の事業計画や経営効率化に向けた努力の要否を評価せずに分担金を負担しているということになり、明確な定量的根拠を持たないまま税金を投入していることになる。 利用者の減少によって分担金負担が増加する可能性があるため、松山市は養護老人ホーム事務組合の事業計画の合理性を評価し、経営改善の進捗状況を監視するべきである。 事業計画を策定した結果、建替えに伴い多額の分担金の増加が見込まれる場合や事業計画策定後において受託事業収入の実績が事業計画を大きく下回り単年度収支が悪化することが想定される場合には、事業計画を再検討するだけでなく、江南荘の廃止に向けた検討を行う必要がある。	措置済	松山養護老人ホーム事務組合は、令和元年度から、施設の経営改善及び経費削減を含めた事業計画を策定しており、毎年度、庁内関係課でその改善状況や分担金等について評価検証を実施している。	171ページ
15	高齢福祉課	【補助対象でない経費の事務費対象経費への算入について】(軽費老人ホーム事務費補助事業) 補助対象でない給食食材代を事務費対象経費に算入していた施設があつたが、監査人から指摘されるまで補助金交付申請書類等の誤りに気が付いていなかった点、補助金交付申請書類等のチェックが不十分であったと言わざるをえない。 補助金の過大交付は補助金の交付申請書類等の不備や誤りをもとに発生するものである。 まず、「軽費老人ホーム事務費補助金事務処理マニュアル」に高齢福祉課における交付申請書類等のチェック、申請内容等の不備への対応手続等を記述して、マニュアルを整備するとともに、交付申請段階においては、補助金交付要綱への準拠性について担当者がチェックしたうえで、上席者等の担当者以外の者がダブルチェックすることが必要である。	措置済	各施設の事務費対象経費の費目別金額の一覧表を作成するとともに、チェック方法については、担当者及びそれ以外の者がダブルチェックを行うこととするよう「軽費老人ホーム事務費補助金事務処理マニュアル」を見直すことにより、チェック体制の強化を図った。	183ページ